



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 前 田 建 設 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 原 好 一
(コード番号 1824 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 管 理 部 長 小 笠 原 四 郎
(TEL 03-5276-5107)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 業容の拡大と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。
これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (3) 業務執行における役割分担を明確化するため、変更案第 24 条(役付取締役)のとおり取締役副社長若干名を追加するものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線_____は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～11. (条文省略)	1. ～11. (現行どおり)
(新 設)	<u>12. 農産物、畜産物、水産物の生産、加工及び販売</u>
<u>12. (条文省略)</u>	13. (現行どおり)
第 3 条～第 5 条 (条文省略)	第 3 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u>	
第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
<u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u>	(単元株式数)
第 9 条① 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
② <u>当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. ～3. (条文省略)	1. ～3. (現行どおり)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第 11 条 (条文省略)	第 10 条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 12 条① 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 11 条① (現行どおり)
② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第24条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長1名、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第26条～第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第33条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第45条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長1名、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条～第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第42条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第44条～第46条 (現行どおり)</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上